

ケース番号 _____

求職活動移送費申請書

令和 年 月 日

寝屋川市福祉事務所長 様

住 所 寝屋川市

申請者 _____

次のとおり採用面接を受けましたので、移送費を支給してください。

行き先・移送費の額

平成 年 月活動分 求職者名 ()

	日付	面接交通費	会社等	面接場所までの交通利用区間
面接活動分		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
面接移送費 支給申請分		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
		円		から まで
申請額合計		円		

※交通費の領収書等及び全ての面接を受けたことを証明するもの等を添付してください。

ここから下は福祉事務所で記入

1 認 定 額 円

2 担当員の意見及び根拠法令等 (局) 第7-2 (7)-ア-(キ)



【支給要件・支給額は裏面参照】

求職活動に関する交通費認定について

<支給要件>

次の全てに該当する場合に支給します。

- 1 保護課における就労支援員の支援対象者であること。
- 2 訪問での面接回数が月5回以上であること（電話面接は含みません。）。
- 3 面接を受けた会社等に対して、寝屋川市福祉事務所が調査する場合があることを承諾すること。
- 4 次の(1)(2)の両方の提出があること。

(1) 交通費の領収書等

ア 切符又は領収書

京阪電車：領収書…購入後乗車前に改札口に申し出れば発行が可能です。

切符…降車後、改札口で申し出れば持ち帰ることが可能です。

J R西日本：領収書、切符とも京阪電車と同様の取扱いです。

市営地下鉄：領収書…購入後乗車前に改札口に申し出れば発行が可能です。

切符…持ち帰りはできません。

イ I Cカードの利用明細

I C O C A：自動券売機等で利用履歴を最大20件まで印刷可能です。

改札係員に申し出れば最大50件まで印刷可能です。

※ 印刷可能な履歴は26週以内の利用履歴に限ります。

P i T a P a：P i T a P a倶楽部に会員登録（無料）すると、パソコンで利用明細が照会可能です（携帯電話では明細表示できません。）。

(2) 会社等で面接を受けたことを証明するもの等

ア 面接の結果通知

イ 面接時の会社等からの配布物

ウ 会社案内やパンフレット等（配架されているものでも構いません。）

エ ハローワークで発行された会社等への紹介状

※ 面接時に会社等に提出する必要があるため、事前にコピーをしておいてください。

<支給額>

月5回以上からの面接の回数分の交通費を支給します（その月の交通費の高いものから認定します。）。また、バス代等で領収証が提出不可能なものは、面接先の場所等に応じて認定の可否を検討します。なお、駐輪場代は支給しません。

（例）面接を月に6回受けた場合、2回分の交通費が対象となります。